



農業分野における API 利用規約の条文例

2022 年 3 月版

農機 API 共通化コンソーシアム

農業分野における API 利用規約の条文例

※本文中「【】」内は状況に応じて規定するかしないかを選択すべき箇所として、「＜＞」内は「／」前後のいずれかを選択して規定すべき箇所として記載している。「【】」内を規定する／しない、又は「／」前後のいずれを選択するかについて、どちらかが原則という趣旨ではないことに留意されたい。

第1条（目的）

本規約は、農業者が本 API 仕様書所定のデータを API 利用事業者提供サービスを通じて利用するためのものとして、●●社（以下「API 提供事業者」という。）が API 利用事業者に対して本 API を提供することについて、本 API の使用条件、API 連携データ及び API 派生データの利用条件並びにその他の基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（定義）

本規約において、以下に掲げる語は以下の定義による。

- (1) 「API 利用事業者」とは、利用契約の一方当事者であって、第3条第1項に基づき API 提供事業者から本 API の非独占的な使用許諾を受ける者をいう。
- (2) 「API 連携データ」とは、API 利用事業者が本 API を使用することにより API 提供事業者から取得したデータ又はデータ群をいう。
- (3) 「API 派生データ」とは、API 利用事業者が API 連携データを加工等することによって新たに生じたデータ又はデータ群をいう。
- (4) 「API 連携データ等」とは、API 連携データ及び API 派生データをいう。
- (5) 「API 利用事業者提供サービス」とは、API 利用事業者が API 連携データ等を利用して農業者に提供するサービスをいう。ただし、0 第19条2項に基づき API 利用事業者提供サービスに新たなサービスが追加され、又は API 利用事業者提供サービスが変更された場合は、追加又は変更後のサービスをいう。
- (6) 「本 API」とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースであって、本 API 仕様書の仕様によるものをいう。
- (7) 「本 API アクセス権」とは、API 利用事業者が非独占的に本 API 連携をすることができる権利をいう。
- (8) 「本 API 仕様書」とは、API 提供事業者が API 利用事業者に別途差し入れる、本 API に関する仕様その他の使用条件を記載した仕様書をいう。
- (9) 「本 API 連携」とは、API 利用事業者が本 API を使用して API 提供事業者のアプリケーションと API 利用事業者のアプリケーションを連携させることをいう。
- (10) 「営業日」とは、国民の祝日に関する法律に規定される休日及び12月29日か

ら1月3日までの日を除く、月曜日から金曜日までの日をいう。

- (11) 「加工等」とは、API連携データを加工、分析、編集、統合等することをいう。
- (12) 「障害等」とは、本API連携又はAPI利用事業者提供サービスの継続的提供に重大な影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある事由をいう（本API連携又はAPI利用事業者提供サービスの提供に利用するシステムに関する重大なシステム障害、本API連携又はAPI利用事業者提供サービスの提供に関する重大な事務手続に起因する障害、及びAPI提供事業者若しくはAPI利用事業者又はその委託先の従業員による不祥事件の発生等を含むがこれらに限られない。）。
- (13) 「書面等」とは、書面及び電磁的記録をいう。
- (14) 「セキュリティ等チェックリスト」とは、API利用事業者がAPI提供事業者に提出する、セキュリティその他API提供事業者所定の項目に関する書面等による報告をいう（利用契約の締結前に提出したものであるかを問わない。また、変更があった場合は変更後のものをいう。）。
- (15) 「接続基準」とは、API提供事業者が、本API連携において、セキュリティ、API利用事業者提供サービスの提供状況、API連携データ等の利用目的・管理体制又は経営管理体制等についてAPI利用事業者を求める基準をいう。
- (16) 「接続試験」とは、API利用事業者が本APIを使用するソフトウェアを本APIに係る仕様に準拠していることを【API提供事業者が】確認するために行われる試験をいう。
- (17) 「トークン等」とは、API利用事業者が本APIを通じてAPI提供事業者のシステムにアクセスするためのトークンその他の情報をいう。
- (18) 「農業者」とは、API提供事業者が提供する農業機械、IoT機器、農業生産関連施設等を利用する者（農業法人や集落営農（集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織）を含む。）であって、本APIの使用に係る指図（二以上の段階にわたる指図を含み、包括的なものを含む。以下同じ。）を行う者をいう。
- (19) 「農業者自己利用関連先」とは、農業者の指図を受けて、API連携データ等を専ら当該農業者の利用に供すること（他の者を介することにより利用に供することを含む。以下同じ。）を目的として、API利用事業者が保有するAPI連携データ等を取得する（他の者を介することにより取得することを含む。）者をいう。
- (20) 「農業者自己利用関連提供」とは、API利用事業者が、農業者の指図を受けて、API連携データ等を専ら当該農業者の利用に供することを目的として農業者自己利用関連先に提供することをいう。
- (21) 「不正アクセス等」とは、不正アクセス（なりすましを含む。以下同じ。）、ハ

ッキング又はネットワークへの不正侵入をいう。

(22) 「利用契約」とは、本規約の諸規定に従った API の利用契約をいう。

第3条（本 API の使用等）

- 1 API 提供事業者は、第5条1項の承諾を条件として、API 利用事業者に対し、本規約において API 連携情報等の利用が許容される目的の範囲内で、本 API の非独占的な使用を許諾する。なお、API 利用事業者は、API 提供事業者の事前の書面等による承諾なく、本 API アクセス権について、譲渡、信託、承継、担保権設定その他の一切の処分をすることができず、かつ第三者に対して再使用許諾することはできない。ただし、第28条（権利義務等の譲渡禁止）第2号の規定に基づき、本 API アクセス権が譲渡又は承継されることに係る承諾は不要とする。
- 2 本 API の仕様は本 API 仕様書の通りとする。API 提供事業者は、変更の●営業日前までに API 利用事業者に変更後の仕様の内容を書面等により通知することにより、API 利用事業者の承諾を得ることなく、本 API の仕様を変更することができるものとする。【ただし、セキュリティの改善等のため迅速な対応が必要になる変更については、速やかな通知で足りるものとする。】
- 3 API 利用事業者は、本 API 仕様書その他の API 提供事業者が定める使用条件に従って、本 API を使用するものとする。
- 4 API 利用事業者は、本 API 連携に先立ち、API 利用事業者提供サービスについて、API 提供事業者が定める方法で届け出て、API 提供事業者の承諾を得るものとする。
- 5 API 利用事業者は、本条第7項の第三者への委託の場合、第13条（農業者自己利用関連先）第1項に基づく農業者自己利用関連提供の場合、及び第18条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）第3項の承諾の下で API 連携データ等の提供を受ける第三者を除き、API 提供事業者の事前の書面等による承諾なくして、API 利用事業者提供サービスの全部若しくは一部又は本 API の使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携（農業者が API 利用事業者から API 連携データ等を取得するために使用するソフトウェアを第三者が開発すること及びかかるソフトウェアを農業者が使用することを含まない。次項において同じ。）させてはならない。
- 6 API 利用事業者は、前項に基づく API 提供事業者の事前の書面等による承諾により、API 利用事業者提供サービスの提供の全部若しくは一部又は本 API の使用を、第三者と共同して実施し、又は第三者に連携させる場合には、当該第三者の行為についても本規約の定めによる責任を負担し、当該第三者をして本規約の定めを遵守させるものとする。
- 7 API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスの全部若しくは一部又は本 API の使用を第三者に委託する場合、当該委託についてセキュリティ等チェックリス

トに記載されているときを除き、API 提供事業者に通知するものとする。【ただし、委託を行うことによりセキュリティ等チェックリストにおける記載を変更する必要があるとき【又は別紙に定める種類の業務の委託について】は、API 利用事業者は、API 提供事業者の事前の書面等による承諾を得るものとする。】

- 8 API 利用事業者は、本 API の使用許諾により、本規約において明示的に定められたデータに関する利用権限を超えて、本 API、その派生物及び本 API により提供されるデータに係る著作権、特許権その他の知的財産権及び所有権その他の権利を取得するものではない。ただし、API 連携データについて API 提供事業者が著作権、特許権その他の知的財産権を有するか否かに関わらず、API 利用事業者は API 連携データについて、第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）第 3 項で認められる範囲内で使用（加工等を含む。）することができる。

第 4 条（使用許諾料等）

- 1 API 利用事業者は、API 提供事業者に対し、API 提供事業者が別途定める金額と支払い条件・方法に従って本 API の使用許諾料を支払うものとする。
- 2 API 提供事業者又は API 提供事業者の設備等に起因する障害等により API 利用事業者が本 API を利用できない場合、第 15 条（使用停止）第 1 項により本 API の一部又は全部が停止となった場合、又は第 7 条（API 利用事業者の義務）第 2 項、同条第 5 項、第 8 条（不正アクセス等発生時の対応）第 2 項、第 9 条（API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）第 2 項、第 12 条（監督・報告）第 3 項、同条第 6 項、第 13 条（農業者自己利用関連先）第 4 項、第 26 条（解除・解約）第 2 項及び同条第 3 項により本 API 連携が制限若しくは停止された場合であっても、前項の使用許諾料の支払義務に何ら影響は生じないものとする。
- 3 API 提供事業者は、第 1 項に基づき API 利用事業者が支払った使用許諾料については、事由の如何を問わず返還する義務を負わないものとする。
- 4 前二項は、API 提供事業者が自主的に利用許諾料の支払いを猶予し、又はこれを減免若しくは返金することを妨げるものではなく、API 利用事業者が本 API を使用できなかったことにつき、API 提供事業者が第 22 条（免責）により免責されない場合において、API 利用事業者が第 21 条（損害賠償）の規定により、API 提供事業者を支払った使用許諾料相当額を損害の項目として API 提供事業者に損害賠償請求することを妨げるものではない。

第 5 条（利用契約の成立・本 API 連携の開始）

- 1 API 利用事業者が本 API 連携を開始しようとする場合、本規約に同意の上で、別途 API 提供事業者が定める方法により利用申請し、API 提供事業者の承諾を得るものとする。API 提供事業者は当該利用申請を承諾するか否かについて API 利用

事業者は書面等により通知する。利用契約は、API 提供事業者が、本項の利用申請に対する承諾の通知を行った時点において、API 提供事業者と API 利用事業者との間で成立するものとする。

- 2 API 提供事業者は、接続基準を公表し又は API 利用事業者の求めに応じて速やかに書面等により交付する。
- 3 API 提供事業者は、第 1 項の利用申請について、以下の各号に該当する場合には、申請を承諾しないことがあるものとする。
 - (1) 利用申請に関連して虚偽の事項を届け出た場合
 - (2) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - (3) セキュリティ等チェックリストへの回答内容その他の客観的事実により、API 利用事業者が接続基準を満たさないと API 提供事業者が合理的に判断した場合
 - (4) その他、API 提供事業者が本 API の利用申請を承諾することが適当でないと合理的に判断した場合
- 4 API 提供事業者は、接続基準を必要に応じて変更することができるものとする。API 提供事業者は、接続基準を変更した場合、公表し又は API 利用事業者に遅滞なく通知する。API 提供事業者は、接続基準を変更した場合、接続基準の充足を求める各条項を適用するにあたり、変更後の接続基準に対応するための合理的な期間を考慮する等、合理的な配慮を行うものとする。
- 5 API 利用事業者は、本 API 連携を開始しようとする日の●営業日前までに、接続試験を行う【とともに、API 提供事業者の検査を受ける】ものとする。API 利用事業者は、接続試験の終了後、【API 提供事業者から検査に合格した旨の通知を受けた場合、】本 API 連携の開始日の●営業日前までに連携開始日を API 提供事業者は書面等により通知することにより、本 API 連携を行うことができる。

第 6 条（認証とトークン）

- 1 API 提供事業者は、農業者の申請に基づき、API 提供事業者が定める本人認証手続その他の手続により本 API 連携を認める場合、API 利用事業者は当該農業者に係るトークン等を付与する。
- 2 API 利用事業者は、API 提供事業者が発行したトークン等を自己の費用と責任において厳重に管理するものとし、トークン等を第三者に使用させ、又は貸与、譲渡、売買、質入れ等をしてはならない。
- 3 API 利用事業者はトークン等を当該トークン等に係る農業者の指図に基づいて使用するものとし、API 提供事業者は伝達する指図その他の情報の過誤、取違い、改ざん及び漏えいについて責任を負う。
- 4 API 提供事業者は、トークン等の使用があった場合、特段の事情がない限り、API 利用事業者は当該トークン等に係る農業者からの指図に基づいて使用しているも

のとみなすものとする。

- 5 API 提供事業者及び API 利用事業者は、トークン等の盗難、流出、不正利用等の事実を知った場合、直ちにその旨を相手方に通知する。この場合、当該トークン等の盗難、流出、不正利用等に関して API 提供事業者から指示があった場合には、API 利用事業者はこれに従って対応するものとする。
- 6 API 利用事業者のトークン等の管理が不十分であること、又は API 利用事業者のトークン等の使用に過誤があることに起因して、API 提供事業者、API 利用事業者又は農業者その他の第三者に損害が発生した場合、当該損害に関する責任は API 利用事業者が負担する。ただし、当該損害の発生について、API 提供事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、その責任割合に応じて API 利用事業者からの求償に応じるものとする。

第 7 条 (API 利用事業者の義務)

- 1 API 利用事業者は、農業者との間で、提供する API 利用事業者提供サービスの方法及び内容に関し利用規約を定めて同意を得るものと【し、利用規約の内容を API 提供事業者にく事前に／事後遅滞なく>通知するものと】する。【API 利用事業者が、API 利用事業者提供サービスの方法及び内容を変更し、もって利用規約を変更しようとする場合も同様とする。】
- 2 API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスにおいて農業者に対して虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等を行ってはならず、誤認防止のために必要な表示・説明等を行うものとする。API 提供事業者は、API 利用事業者が虚偽又は誤認のおそれのある表示を行い、その他誤認防止の観点から問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に対して改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に事前に通知した上で、本 API 連携を制限又は停止することができる。
- 3 API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスに関する農業者、農業者自己利用関連先その他の第三者からの苦情・問い合わせ等に対応するため、問い合わせ窓口を設置し、API 提供事業者へ通知するとともに、公表するものとする。API 利用事業者提供サービスに関して農業者、農業者自己利用関連先その他の第三者から苦情、問合せ等が寄せられたときは、API 利用事業者は適切かつ迅速に対応するものとする。API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスに関する苦情、問い合わせ等に対応する上で必要な協力を API 提供事業者に求めることができる。
- 4 API 利用事業者が本 API を経由して API 提供事業者のシステムにアクセスするために必要な、コンピュータ、ソフトウェアその他の機器、クラウド環境又はクラウド環境にアクセスするために必要な利用環境、その他の通信回線等の準備及び維

持は、API 利用事業者の費用と責任において行うものとする。

- 5 API 利用事業者は、API 提供事業者に提出したセキュリティ等チェックリストに従って、接続基準を維持するものとする。API 利用事業者は、セキュリティ等チェックリストに重要な変更が生じるときは、変更の●営業日前までに API 提供事業者に変更後のセキュリティ等チェックリストを提出する。ただし、API 利用事業者が緊急にセキュリティ対策を行う必要がある等やむを得ない場合には、変更後のセキュリティ等チェックリストを速やかに API 提供事業者に提出する。API 提供事業者は、変更後のセキュリティ等チェックリストに照らし API 利用事業者が接続基準を満たさないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは API 利用事業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に事前に通知した上で、本 API 連携を制限又は停止することができる。ただし、API 提供事業者は、接続基準に照らし高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、改善を求めることを経ず、又は API 利用事業者への事前通知を行うことなく、本 API 連携を制限又は停止することができる。
- 6 API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスに関し、コンピュータウィルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏えい等を防止するために必要なセキュリティ対策を、API 利用事業者の費用と責任において行うものとする。
- 7 API 利用事業者は、事前に API 提供事業者へ届出又は通知した内容により、自らの責任において API 利用事業者提供サービスを提供する。API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスを停止又は終了しようとするときは、API 提供事業者に事前に通知した上で、農業者に事前に周知するものとする。ただし、緊急的なセキュリティ対策等による一時的な停止の場合で事前の API 提供事業者への通知及び農業者への周知を行うことができないときは、事後速やかに【API 提供事業者への通知及び】農業者への周知を行うことで足りるものとする。

第8条（不正アクセス等発生時の対応）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、以下の各号に該当する場合には、直ちに相手方にその旨を報告する。
 - (1) 本 API 連携【又は API 利用事業者提供サービス】に関し、不正アクセス等が発生し、又は不正アクセス等による情報の流出・漏えい・改ざん等が発生した場合
 - (2) 本 API 連携【又は API 利用事業者提供サービス】に関し、不正アクセス等による情報の流出・漏えい・改ざん等の具体的な可能性を認識した場合
- 2 前項各号に該当する場合、API 提供事業者及び API 利用事業者は、速やかに実施

可能な対策（被害を最小限に留める措置を含む。）を講じた上で、相手方と協力して原因の究明・対策（再発防止策を含む。）を行う。API 提供事業者は、十分な対策が講じられるまでの間、本 API 連携を制限又は停止することができる。

- 3 第 1 項各号に該当する場合、API 提供事業者及び API 利用事業者は、相手方と連携して情報収集にあたるため、相手方に対し必要な情報の開示を求めることができ、求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。開示を受けた当事者は、当該情報を第 17 条（秘密保持）に基づき秘密情報として管理する。
- 4 API 提供事業者及び API 利用事業者は、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行うことができるよう、必要なアクセスログの記録・保存を行う。

第 9 条（API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）

- 1 API 利用事業者は、API 連携データ等の漏えい、喪失、第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）第 3 項の承諾を得ない第三者提供・目的外利用その他の本規約に違反する API 連携データ等の利用（以下、これらを総称して「API 連携データ等の漏えい・不正利用等」という。）を発見した場合、又は API 連携データ等の漏えい・不正利用等の具体的な可能性を認識した場合、直ちに API 提供事業者はその旨を報告する。
- 2 前項に該当する場合、API 利用事業者は、自己の費用と責任において、API 連携データ等の漏えい・不正利用等の事実の有無を確認し、API 連携データ等の漏えい・不正利用等の事実が確認できた場合は、速やかに実施可能な対策（被害を最小限に留める措置を含む。）を講じた上で、原因の究明・対策（再発防止策を含む。）を行い、API 提供事業者に報告する。API 提供事業者は、十分な対策が講じられるまでの間、本 API 連携を制限又は停止することができる。
- 3 API 連携データ等の漏えい・不正利用等の事実が確認できた場合、API 利用事業者は、API 提供事業者と連携して情報収集にあたるため、API 提供事業者に対し必要な情報の開示を求めることができ、API 提供事業者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。API 利用事業者は、当該情報を第 17 条（秘密保持）に基づき秘密情報として管理する。
- 4 API 連携データ等に係る情報につき漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態が発生し又は発生したことが疑われる場合、API 提供事業者及び API 利用事業者は、官公庁に対する報告等の実施又はその必要性の判断のために必要な協力を相手方に求めることができるものとし、当該相手方は実務上可能な範囲においてこれに協力するものとする。

第 10 条（障害等発生時の対応）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、本 API 連携【又は API 利用事業者提供サービス】につき障害等が発生した場合は、直ちに相手方にその旨を報告する。
- 2 API 提供事業者及び API 利用事業者は、前項の障害等が発生した場合、速やかに実施可能な対策（被害を最小限に留める措置を含む。）を講じた上で、相手方と協力して原因の究明・対策（再発防止策を含む。）を行う。
- 3 API 提供事業者及び API 利用事業者は、第 1 項の障害等が発生した場合、相手方と連携して情報収集にあたるため、相手方に対し必要な情報の開示を求めることができ、求められた当事者は合理的かつ適正な範囲内でこれに応じるものとする。開示を受けた当事者は、当該情報を第 17 条（秘密保持）に基づき秘密情報として管理する。

第 11 条（農業者への補償）

- 1 API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスに関して農業者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、API 利用事業者提供サービスの利用規約その他の API 利用事業者、農業者間の合意に従って、当該農業者に生じた損害を賠償又は補償する。
- 2 API 利用事業者は、前項に基づき API 利用事業者提供サービスに関して農業者に生じた損害を農業者に対して賠償又は補償した場合、当該損害が専ら API 提供事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときには、当該損害（相当因果関係の範囲内に限る。）を API 提供事業者に求償することができる。
- 3 API 利用事業者は、第 1 項に基づき API 利用事業者提供サービスに関して農業者に生じた損害を農業者に対して賠償又は補償した場合、当該損害が API 提供事業者及び API 利用事業者双方の責めに帰すべき事由によるものであるときには、API 提供事業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上、API 提供事業者と合意した額を求償することができる。
- 4 API 利用事業者が第 1 項に基づき API 利用事業者提供サービスに関して農業者に生じた損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が、API 提供事業者又は API 利用事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、API 提供事業者及び API 利用事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。
- 5 API 提供事業者は、利用規約その他の API 提供事業者、農業者間の合意に従って、本 API に関して農業者に生じた損害を農業者に対して賠償若しくは補償した場合、又はやむを得ないと客観的かつ合理的な事由により判断して API 利用事業者提供サービスに関して農業者に生じた損害を農業者に対して賠償若しくは補償した場

合、以下の通り API 利用事業者に求償できるものとする。

- (1) 当該損害が専ら API 利用事業者の帰責事由によるものであるときは、API 提供事業者が当該農業者に賠償又は補償した損害（相当因果関係の範囲内に限る。）を API 利用事業者に求償することができる。
 - (2) 当該損害が API 提供事業者及び API 利用事業者双方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、API 利用事業者に対し双方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議の上 API 利用事業者と合意した額を求償することができる。
 - (3) 当該損害が、API 提供事業者又は API 利用事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じたとき、又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではないときは、API 提供事業者及び API 利用事業者は、当該損害に係る負担について、誠実に協議を行う。
- 6 API 提供事業者及び API 利用事業者は、農業者に生じた損害の金額、原因の究明、各当事者の帰責事由の有無を確定させるために必要な協力を相手方に求めることができるものとし、当該相手方は実務上可能な範囲において協力するものとする。

第 12 条（監督・報告）

- 1 API 提供事業者は、API 利用事業者が接続基準を満たしていない可能性があるとき合理的に判断する場合、API 利用事業者が接続基準を満たしているかどうかを判断するために、必要な報告及び資料請求を求めることができるものとし、API 利用事業者は実務上可能な範囲内で速やかにこれに応じる。
- 2 API 提供事業者は、API 利用事業者が接続基準を満たしていない可能性があるとき客観的かつ合理的な事由により判断する場合、API 利用事業者の同意を得て、自ら又は API 提供事業者が指定する者による立入監査を実施することができ、API 利用事業者は、拒絶する客観的かつ合理的な事由がない限り同意するものとし、実務上可能な範囲内でこれに協力する。この場合、API 提供事業者は、当該監査を妨げない限りにおいて、API 利用事業者の情報セキュリティに関する規程その他 API 提供事業者が別途定める規程を遵守するものとする。
- 3 API 提供事業者は、前二項の結果、必要があるとき客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者事前に通知した上で本 API 連携を制限又は停止することができるものとする。ただし、API 提供事業者は、接続基準に照らし高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは（前二項を経ずしてそのように判断する場合を含む。）、改善を求めることを経ず、又は API 利用事業者への事前通知を行う

ことなく、本 API 連携を制限又は停止することができる。

- 4 第 1 項及び第 2 項に関わらず、API 提供事業者は、API 利用事業者による API 連携データ等の管理状況の検証のために、又は API 利用事業者による API 連携データ等の利用が本規約の条件に適合しているかの検証のために、いつでも API 利用事業者に対し必要な報告及び資料提供を求めることができるものとする。
- 5 API 提供事業者は、前項に基づく報告等がその目的に照らし十分でないと判断した場合、●営業日前に API 利用事業者に対して書面等による事前通知をすることを条件に、1 年に 1 回を限度として、自ら又は API 提供事業者が指定する者による立入監査を実施することができるものとする。この場合、API 提供事業者は、当該監査を妨げない限りにおいて、API 利用事業者の情報セキュリティに関する規程その他 API 利用事業者が別途定める規程を遵守するものとする。
- 6 API 提供事業者は、前二項の結果、必要があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に改善を求めることができ、合理的な期間内に改善が十分になされないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者に事前に通知した上で本 API 連携を制限又は停止することができるものとする。ただし、API 提供事業者は、接続基準に照らし高度に問題があると客観的かつ合理的な事由により判断するときは（前二項を経ずしてそのように判断する場合を含む。）、改善を求めることを経ず、又は API 利用事業者への事前通知を行うことなく、本 API 連携を制限又は停止することができる。

第 13 条（農業者自己利用関連先）

- 1 API 利用事業者は、農業者の指図があった場合、農業者自己利用関連先の名称、農業者自己利用関連提供の内容及び開始時期を API 提供事業者【事前に】書面等により通知することにより、農業者自己利用関連提供を行うことができる。API 提供事業者は、農業者自己利用関連先又は農業者自己利用関連提供の内容に変更があるときは、API 提供事業者【事前に】書面等により通知する。
- 2 API 利用事業者は、農業者自己利用関連先に係る農業者自己利用関連提供の全部又は一部を停止又は終了したときは、API 提供事業者【速やかに】通知する。
- 3 API 利用事業者は、農業者自己利用関連先との間で、第 7 条（API 利用事業者の義務）、第 8 条（不正アクセス等発生時の対応）、第 9 条（API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）、第 10 条（障害等発生時の対応）、第 11 条（農業者への補償）、第 12 条（監督・報告）、本条、第 14 条（禁止行為）、第 17 条（秘密保持）、第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）、第 20 条（API 連携データに係る保証及び非保証）、第 24 条（反社会的勢力の排除）及び第 27 条（契約終了時における措置）における API 利用事業者と同等の内容を合

意するものとし、農業者自己利用関連先の費用と責任でこれを遵守させる。

- 4 API 利用事業者は、農業者自己利用関連先に対し、当該農業者自己利用関連先のセキュリティ、農業者自己利用関連先のサービス等の適切な運営、API 連携データ等の適正な取扱い及び安全管理のために、農業者自己利用関連先との間で、前項の義務を含む農業者自己利用関連提供の方法及び内容に関する契約を締結し、必要に応じて農業者自己利用関連先に報告を求め、指導改善を行うものとする。API 提供事業者は、農業者自己利用関連先に前項の義務の不履行があり、又は API 利用事業者が農業者自己利用関連先に対する指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、API 利用事業者が当該農業者自己利用関連先との農業者自己利用関連提供の停止を求めることができるものとし、API 利用事業者が相当期間内に当該農業者自己利用関連先との農業者自己利用関連提供を停止しない場合に、API 利用事業者が事前に通知した上で、本 API 連携を制限又は停止できるものとする。API 提供事業者は、農業者自己利用関連提供の停止を求める場合、可能な範囲でその理由を API 利用事業者に説明する【よう努める】。
- 5 API 利用事業者は、農業者自己利用関連先が第 3 項に基づいて負う義務の不履行について農業者自己利用関連先と連帯して責任を負う。
- 6 API 利用事業者は、農業者自己利用関連先のサービスを利用する農業者に生じた損害について、API 利用事業者提供サービスの利用規約その他の API 利用事業者、農業者間の合意に従って、当該農業者自己利用関連先とともに責任を負うものとし、API 提供事業者は、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、農業者自己利用関連先又は農業者自己利用関連先のサービスを利用する農業者に生じた損害について責任を負わないものとする。
- 7 第 2 項から前項は、第 18 条 3 項に基づき API 利用事業者が API 提供事業者及び農業者の承諾を得て API 連携データ等を第三者に提供した場合に、その第三者について準用する（第 3 項の準用にあつては、第 7 条（API 利用事業者の義務）（第 2 項及び第 3 項に限る）、第 8 条（不正アクセス等発生時の対応）、第 9 条（API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）、第 12 条（監督・報告）（第 4 項から第 6 項に限る）、本条、第 14 条（禁止行為）、第 17 条（秘密保持）、第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）、第 20 条（API 連携データに係る保証及び非保証）、第 24 条（反社会的勢力の排除）及び第 27 条（契約終了時における措置）とする。）。

第 14 条（禁止行為）

- 1 API 利用事業者は、以下の各号の行為を行ってはならず、API 利用事業者の委託

先が行わないように必要な措置を講じるものとする。

- (1) 本 API 又は本 API を経由してアクセスする API 提供事業者のシステム若しくはプログラムの全部又は一部（以下、これらの内容に関する情報を含み、「API 提供事業者のシステム等」という。）を、複製若しくは改変し、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリングすること
 - (2) API 提供事業者のシステム等を第三者に使用許諾、販売、貸与、譲渡、開示又はリースすること
 - (3) API 提供事業者のシステム等に付されている API 提供事業者の著作権表示及びその他の権利表示を削除し、又は改変すること
 - (4) API 提供事業者、API 提供事業者の提携先、API 利用事業者以外の本 API の使用許諾先、農業者その他の第三者の知的所有権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損し、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害すること
 - (5) API 提供事業者の事前の同意を得ることなく、API 提供事業者の商標、社名及びロゴマーク等を使用すること
 - (6) 本 API 及びその派生物を API 提供事業者から許諾を受けた目的外で使用するこ
と
 - (7) インターネットアクセスポイントを不明にする行為
 - (8) 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、特許法・著作権法等の知的財産に関する法令その他の各種法令、又は【API 利用事業者提供サービス若しくは】本 API 連携に関する諸規則に抵触する行為
 - (9) API 提供事業者のシステム等の負荷を著しく増加させる行為
 - (10) 本 API に対する第三者のアクセスを妨害する行為
 - (11) トークン等を第三者へ開示若しくは漏えいし、又はかかるリスクを高める行為
 - (12) 公序良俗に反し、他人に著しい不快感を与え、又は API 提供事業者の風評リスクを高める行為
 - (13) API 提供事業者の運営するサイト、サーバー、API 提供事業者のシステム等に関し、コンピュータウィルスを感染させ、ハッキング、改ざん、若しくはその他の不正アクセスを行う等、API 提供事業者のシステム等の安全性を低下させる行為
 - (14) その他前各号に類する行為
- 2 API 提供事業者は、以下の各号の行為を行ってはならず、API 提供事業者の委託先が行わないように必要な措置を講じるものとする。
- (1) API 利用事業者、API 利用事業者の提携先、農業者その他の第三者の知的所有権を侵害し、これらの者の財産・信用・名誉等を毀損し、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害すること
 - (2) API 利用事業者の事前の同意を得ることなく、API 利用事業者の商標、社名及

びロゴマーク等を使用すること

- (3) 個人情報保護法、特許法・著作権法等の知的財産に関する法令その他の各種法令、又は本 API 連携に関する諸規則に抵触する行為
- (4) 公序良俗に反し、他人に著しい不快感を与え、又は API 提供事業者の風評リスクを高める行為
- (5) API 利用事業者の運営するサイト、サーバー、API 利用事業者のシステム又はプログラムに関し、コンピュータウィルスを感染させ、ハッキング、改ざん、若しくはその他の不正アクセスを行う等、API 利用事業者のシステム等の安全性を低下させる行為
- (6) 本規約に定める場合又は合理的な理由がある場合を除き、API 利用事業者による本 API の使用を遮断し、制限する行為
- (7) その他前各号に類する行為

第 15 条（使用停止）

- 1 API 提供事業者は、以下の各号のいずれかにより本 API の一部又は全部を停止することができる。
 - (1) 定期的な保守のために必要な停止期間を事前に明確に定めて API 利用事業者にく通知／周知＞すること
 - (2) 緊急のセキュリティ対策の場合その他臨時の保守等が必要となる場合に、必要な臨時の停止期間を定めて API 利用事業者にく通知／周知＞すること
- 2 API 提供事業者は、前項第 2 号により本 API の一部又は全部を停止しようとするときは、API 利用事業者にく【相当な期間の】事前の／停止期間開始の●営業日前までに＞＜通知／周知＞を行うものとする。ただし、緊急のセキュリティ対策を行う場合でやむを得ない事由があるときは【事後】速やかに API 利用事業者にく通知／周知＞を行うことで足りるものとする。

第 16 条（API の停止又は API 連携の制限・停止に係る周知）

- 1 API 提供事業者及び API 提供事業者から本 API の停止の通知を受けた API 利用事業者は、本 API の全部又は一部の停止について農業者に対して周知を行うものとする。
- 2 第 7 条（API 利用事業者の義務）第 2 項、同条第 5 項、第 8 条（不正アクセス等発生時の対応）第 2 項、第 9 条（API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）第 2 項、第 12 条（監督・報告）第 3 項、同条第 6 項、第 13 条（農業者自己利用関連先）第 4 項、第 26 条（解除・解約）第 2 項及び同条第 3 項に基づき本 API 連携が制限又は停止されるときも前項と同様とする。

第17条（秘密保持）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、本規約を通じて知り得た相手方の情報（API 連携データ等を除く。以下「秘密情報」という。）を利用契約の有効期間中及び契約の終了後も厳に秘密として保持し、相手方の書面等による承諾なしに第三者に開示、提供、漏えいしてはならず、利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行以外の目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定に関わらず、以下の各号に該当する情報は、個人情報にあたるものを除き、秘密情報にあたらないものとする。
 - (1) 開示の時点で既に秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という。）が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず受領者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知である情報
 - (4) 開示後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 開示される以前から受領者が適法に保有していた情報
- 3 受領者は、自己の役員又は従業員といえども利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行のために秘密情報を知る必要がある者に対してのみこれを開示するものとし、開示を受けた役員又は従業員が秘密情報を当該目的以外に利用し、第三者に開示、提供又は漏えいしないよう厳重に指導及び監督しなければならない。なお、受領者は、本規約における自己の義務と同等の義務を役員又は従業員に課すものとする。
- 4 第1項に関わらず、受領者は、以下の各号に定める場合には、秘密情報を第三者に開示又は提供できる（以下、開示又は提供を許諾された第三者を「第三受領者」という。）ものとする。ただし、開示する秘密情報は、利用契約に基づく権利の行使又は義務の履行のために客観的かつ合理的に必要な範囲の秘密情報に限る。また、受領者は、本規約における自己の義務と同等の義務を第三受領者に課すものとし、かつ、第三受領者の責めに帰すべき事由により生じた開示者の損害を賠償する責任を負うものとする。
 - (1) 弁護士、会計士等の法律上秘密保持義務を負う外部の専門家に提供又は開示する場合
 - (2) 利用契約に係る業務の委託先の役員又は従業員であって、当該委託業務に従事し、かつ当該委託業務のために秘密情報を知る必要がある者に提供又は開示する場合
- 5 受領者は、法令による場合、裁判所若しくは政府機関その他公的機関による命令、要求若しくは要請がある場合、又は＜証券取引所、自主規制機関若しくは海外の類似の機関／証券取引所若しくは自主規制機関＞の規則による場合は、これらに従うために必要な限りにおいて、秘密情報を開示することができる。ただし、この場

合、開示を行った受領者は、法令等に反しない範囲で、開示した旨及び開示内容を速やかに相手方に通知するものとする。

第18条（API連携データ等及び知的財産権の取扱い）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、API 連携データ等に関し、個人情報保護法、特許法・著作権法等の知的財産に関する法令その他の各種法令等を遵守し、かつ API 連携データ等に関して農業者その他の第三者との合意がある場合には当該合意に従ってこれを取り扱うものとする。
- 2 API 利用事業者は、API 連携データ等を、他のデータと明確に区別し、接続基準に従って善良な管理者の注意をもって管理・保管するものとする。【また、API 利用事業者提供サービス又は第13条（農業者自己利用関連先）第1項に基づく農業者自己利用関連提供のためにのみ利用している API 連携データ等については、当該目的のために API 連携データ等が必要でなくなったときには、当該 API 連携データ等に係る農業者の書面等による承諾がある場合を除き消去するものとする。】
- 3 API 利用事業者は、API 提供事業者及び当該 API 連携データ等に係る農業者の事前の書面等による承諾がある場合を除き、API 連携データ等を、API 利用事業者提供サービス又は第13条1項に基づく農業者自己利用関連提供のためのみに利用し、農業者及び農業者自己利用関連先を除く第三者に開示又は提供してはならない。ただし、API 利用事業者が API 派生データを自己利用することについては、農業者の承諾は不要とする。
- 4 前項に関わらず、API 利用事業者は、前条第4項各号の第三者に対しては、同項が定める条件に従う限りにおいて、API 連携データ等を開示・提供することができる。
- 5 API 提供事業者が、API 派生データの提供を希望する場合には、別途 API 利用事業者と合意するものとする。
- 6 API 利用事業者による API 連携データ等の利用に基づき生じた知的財産権は、《以下(ア)から(ウ)のいずれかを選択》
(ア)API 利用事業者のみに帰属するものとする。
(イ)API 提供事業者及び API 利用事業者の共有（持分均等）とし、当該知的財産権の創出に出願が必要な場合には、API 提供事業者と API 利用事業者が共同で当該出願作業を行うか、相手方当事者の同意を得て、一方の当事者が単独で行う。
(ウ)当該 API 連携データ等に係る農業者の書面等による承諾を条件に、当該農業者、API 提供事業者及び API 利用事業者の共有とする（持分均等（対象となる農業者が複数存在する場合は3分の1の持分を各農業者間で均等割する。））。当該農業者の承諾がなされるまでの間及び承諾がなされなかった場合は、API 提供事業者と API 利用事業者で別途合意をした場合を除き、当該農業者に係る

持分は API 提供事業者に帰属するものとする。当該知的財産権の創出に出願が必要な場合には、当該農業者、API 提供事業者と API 利用事業者が共同で当該出願作業を行うか、他のいずれか又は全ての者の同意を得て、API 提供事業者及び API 利用事業者が単独又は共同で行う。【ただし、個々の API 連携データを加工等して作成するデータの集合体であって、そのデータの集合体がもつ集団的現象を数値で表し、かつ当該数値から特定の個人、法人又は団体を識別することができない統計データの利用に基づき生じた知的財産権は API 利用事業者のみに帰属するものとする。／API 提供事業者及び API 利用事業者の共有（持分均等）とし、当該知的財産権の創出に出願が必要な場合には、API 提供事業者と API 利用事業者が共同で当該出願作業を行うか、相手方当事者の同意を得て、一方の当事者が単独で行う。＞】

第 19 条（API 利用事業者提供サービスの追加・変更）

- 1 API 利用事業者は、API 利用事業者提供サービスに新たなサービスを追加し又は API 利用事業者提供サービスを変更しようとするときは、API 提供事業者に対して事前に通知を行うものとする。ただし、セキュリティ等チェックリストを含む接続基準に係る事項に変更が生じないことが明らかである場合であって API 連携データ等の利用にも関わらない追加又は変更については、通知する義務を負わないものとする。
- 2 API 提供事業者は前項の通知を受けてから●営業日の期間内に限り、API 利用事業者に対して異議を述べるができるものとする。API 提供事業者が当該期間内に異議を述べなかった場合には、当該通知に従って、新たなサービスが API 利用事業者提供サービスに追加され、又は API 利用事業者提供サービスが変更されるものとする。API 提供事業者が当該期間内に異議を述べた場合には、API 提供事業者と API 利用事業者は、新たなサービスの追加又は API 利用事業者提供サービスの変更について誠実に協議するものとし、両当事者の合意が成立した場合には、当該合意に従って、新たなサービスが API 利用事業者提供サービスに追加され、又は API 利用事業者提供サービスが変更されるものとする。API 提供事業者は、API 利用事業者提供サービスの追加又は変更を承諾しない場合、可能な範囲でその理由を API 利用事業者に説明する【よう努める】。

第 20 条（API 連携データに係る保証及び非保証）

- 1 API 提供事業者は、API 連携データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
- 2 API 提供事業者は、API 連携データの提供を行うことが、農業者その他の第三者

との契約に抵触するものではないことを表明し、保証する。

- 3 API 提供事業者は、API 連携データについての正確性、完全性、安全性、有効性及びデータ提供の継続性並びに API 連携データが農業者その他の第三者の知的財産権又はその他の権利を侵害しないことをいずれも保証しない。また、API 提供事業者は、本規約において明示的に保証すると記載されているものを除き、明示的であるか黙示的であるかを問わず、API 連携データについて一切の保証をしない。
- 4 前項の規定にも関わらず、API 提供事業者が、API 連携データの正確性、完全性、安全性、有効性のいずれかに問題があること、その他 API 連携データが第三者の知的財産権又はその他の権利を侵害することを知りながら API 利用事業者に告げずに、API 連携データを API 利用事業者に提供した場合で、API 利用事業者が損害を被ったときは、API 提供事業者は、API 利用事業者に対して第 21 条（損害賠償）に基づき当該損害を賠償するものとする。

第 21 条（損害賠償）

API 提供事業者及び API 利用事業者は、本規約に関し相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相当因果関係が認められる範囲で損害賠償を請求することができる。相手方が本規約において表明及び保証した事実が重要な点において真実又は正確でないことが判明した場合も同様とする。

第 22 条（免責）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により相手方に生じた損害について責任を負わない。
- 2 本 API に関する免責事項については本 API 仕様書で定めるものとする。また、API 提供事業者は、通信機器、回線、インターネット、コンピュータ、ソフトウェア等の障害、メンテナンス、セキュリティ改善等のために本 API の提供ができないことについて、API 提供事業者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わない。
- 3 API 提供事業者は、API 利用事業者に対し、別途 API 利用事業者と合意する場合を除き、本 API 連携のための技術支援、保守、機能改善等の役務を提供する義務を負わない。
- 4 API 利用事業者は、本 API 仕様書に定める API 提供事業者の免責事項の変更について、API 提供事業者から通知を受けてから●営業日以内に限り異議を述べることができるものとし、API 利用事業者が異議を述べた場合には、API 提供事業者と API 利用事業者は誠実に協議するものとする。

第23条（API連携データ等に関する責任の制限等）

- 1 API 提供事業者は、API 利用事業者による API 連携データ等の利用に関連する、又は API 利用事業者の API 連携データ等の利用に基づき生じた発明、考案、創作及び営業秘密等に関する知的財産権の API 利用事業者による利用に関連する一切の請求、損失、損害又は費用（特許権侵害、意匠権侵害、その他これらに類する侵害を含むがこれに限らない）に関し責任を負わない。
- 2 API 利用事業者は、API 連携データ等の利用に起因又は関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という。）が生じた場合には、直ちに API 提供事業者に対して書面等により通知するものとし、かつ、自己の費用と責任で当該紛争等を解決する。API 利用事業者は、当該紛争等を解決する上で必要な協力を API 提供事業者に求めることができる。
- 3 API 利用事業者は、前項に定める紛争等に起因又は関連して API 提供事業者が損害、損失又は費用（合理的な弁護士費用を含み、以下「損害等」という。）を被った場合、API 提供事業者に対して、当該損害等を補填する。ただし、当該紛争等が API 提供事業者の帰責事由に基づく場合は除く。

第24条（反社会的勢力の排除）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 API 提供事業者及び API 利用事業者は、自ら又は第三者を利用して、以下の各号

に該当する行為を行わない。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 API 提供事業者及び API 利用事業者（以下、本条において「解除当事者」という。）は、相手方（以下、本条において「違反当事者」という。）が暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、何らの催告をすることなく利用契約を解除することができ、解除により生じた損害の賠償を請求することができる。
- 4 前項の規定の適用により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解除当事者に何らの請求もできない。

第 25 条（有効期間）

利用契約は、締結日から●年間効力を有するものとし、期間満了●か月前までに API 提供事業者及び API 利用事業者のいずれからも相手方に対して契約を終了する旨の書面【等】による通知がなされない場合には、さらに●年間延長するものとし、以後も同様とする。

第 26 条（解除・解約）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、相手方に対し●か月前に書面【等】により通知することにより利用契約を解約することができる。
- 2 API 提供事業者は、API 利用事業者が以下の各号に該当する場合には、催告を要することなく、本 API 連携を制限又は停止し、又は利用契約を解除することができる。
 - (1) 本規約について重大な違反があった場合
 - (2) 支払停止の状態になった場合、又は手形交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合
 - (3) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的整理手続若しくは私的な整理手続の開始の申立を行った場合、又はこれらについての申立を受けた場合
- 3 API 提供事業者は、API 利用事業者が以下の各号に該当する場合は、相当の期間を定めて催告の上、本 API 連携を制限又は停止し、又は利用契約を解除すること

ができる。

- (1) 本規約について違反があった場合
 - (2) 所有する財産について、第三者から仮差押、仮処分、保全差押若しくは差押の命令、通知が發送されたとき、又はその他の強制執行の申立を受けた場合
 - (3) 解散、合併、会社分割、事業の全部又は重要な一部の譲渡を決定した場合（ただし、API 利用事業者提供サービスに係る事業が対象とならない合併、会社分割若しくは事業の譲渡又は API 利用事業者提供サービスに係る事業の全てが接続基準を満たす第三者に承継される合併、会社分割若しくは事業の譲渡を除く。）
 - (4) 前各号のほか、利用契約に基づく義務の履行に重大な悪影響を及ぼす事由が発生した場合、又は利用契約を存続させることが不相当と認められる重大な事由があるとき
- 4 API 利用事業者は、API 提供事業者が第 2 項各号に該当する場合には催告を要することなく利用契約を解除することができ、API 提供事業者が前項各号に該当する場合には相当の期間を定めて催告の上、利用契約を解除することができるものとする。
- 5 前三項の適用により利用契約の解除又は本 API 連携の制限若しくは停止を行った当事者は、当該解除等により相手方当事者に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

第 27 条（契約終了時の措置）

- 1 理由の如何を問わず、利用契約が終了した場合、API 利用事業者は本 API 及びその派生物に関し発行された情報又はこれらに関連する資料（これらの仕様書、複製物を含むが、API 連携データ等は除く。）の全てを消去及び破棄するものとする。ただし、API 利用事業者は、法令により保管が義務付けられている場合、当該法令遵守のために必要な範囲において当該法令で定められた期間保管することができる。API 提供事業者が、本規約に関し、API 利用事業者から秘密である旨の明示を受けたうえで受領した情報又は資料について、API 利用事業者から消去又は破棄の求めがあった場合も同様とする。
- 2 理由の如何を問わず、利用契約が終了した場合、API 利用事業者は、API 提供事業者の求めに従って、API 連携データ【及び API 派生データ】の利用を停止し、その全部又は一部を消去するものとする。ただし、API 利用事業者は、【第 24 条（反社会的勢力の排除）第 3 項又は前条第 2 項若しくは第 3 項を理由として利用契約が解除された場合を除き、API 利用事業者提供サービス又は第 13 条（農業者自己利用関連先）第 1 項に基づく農業者自己利用関連提供に必要な範囲で API 連携データ等を利用・保管することができるものとし、】法令により保管が義務付けられている場合、当該法令遵守のために必要な範囲において当該法令で定められた期間

保管することができる。

- 3 前二項において、API 提供事業者は API 利用事業者に対し、本 API 及びその派生物に関し発行された情報若しくはこれらに関連する資料、又は API 利用事業者が消去義務を負う API 連携データ等が、消去又は破棄されたことを証する書面の提出を求めることができるものとする。第 1 項において API 提供事業者が消去又は破棄の義務を負う場合も同様とする。

第 28 条（権利義務等の譲渡禁止）

API 提供事業者及び API 利用事業者は、相手方の事前の書面等による承諾がない限り、利用契約上の地位又は利用契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。ただし、以下の各号の場合は、相手方に＜事前に／●営業日前に＞書面等により通知することにより、譲渡又は承継の対象とすることができるものとする。

- (1) API 提供事業者にあつては、それを通じて本 API 連携データに係る情報の取得を行う農業機械、IoT 機器、農業生産関連施設等に係る事業を第三者に譲渡・承継させる場合
- (2) API 利用事業者にあつては、API 利用事業者提供サービスに係る事業を接続基準を満たす第三者に譲渡・承継させる場合

第 29 条（通知）

- 1 API 提供事業者及び API 利用事業者は、本 API 連携についての担当者を指定し、その氏名、電話番号及び電子メールアドレスその他の連絡先情報を相手方に対して通知するものとする。
- 2 API 提供事業者及び API 利用事業者は、前項の担当者情報に変更が生じる場合は、事前に（事前が困難な場合は事後遅滞なく）相手方に変更後の情報を通知する。

第 30 条（存続条項）

利用契約が事由を問わず終了した後も、第 4 条（使用許諾料等）、第 9 条（API 連携データ等の漏えい・不正利用等が発生した場合の対応）、第 11 条（農業者への補償）、第 12 条（監督・報告）第 4 項、第 17 条（秘密保持）、第 18 条（API 連携データ等及び知的財産権の取扱い）、第 20 条（API 連携データに係る保証及び非保証）、第 21 条（損害賠償）、第 22 条（免責）、第 23 条（API 連携データに関する責任の制限等）、第 27 条（契約終了後の措置）、本条、第 31 条（準拠法及び管轄）及び第 32 条（誠実協議）の効力は存続するものとする。

第31条（準拠法及び管轄）

- 1 利用契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 利用契約に関する一切の紛争については、●裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第32条（誠実協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、API 提供事業者及び API 利用事業者が誠実に協議し、その解決に努める。